

厚生年金基金解散方針決議後の 加算適用加入員の取扱いについて

対象先	DB年金	厚生年金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準
					その他

ポイント

- 標記の取扱いにつき、信託協会から厚生労働省あて個別に確認していた事項について回答がありました。
- ポイントは以下の通りです。
 1. 厚生年金基金が解散方針議決を行ったことを事由として、加算適用加入員となるまでの待期期間を設けることが可能
 ⇒解散方針議決後の新規加入員について、待期期間を満たすまでの間、加算適用加入員としないことが可能
 2. 当該変更は給付設計の変更であり、規約変更および数理計算が必要

詳細は次ページをご参照ください。
- なお、通知等の改正はありません。

解散方針議決後の加算適用加入員の取扱い

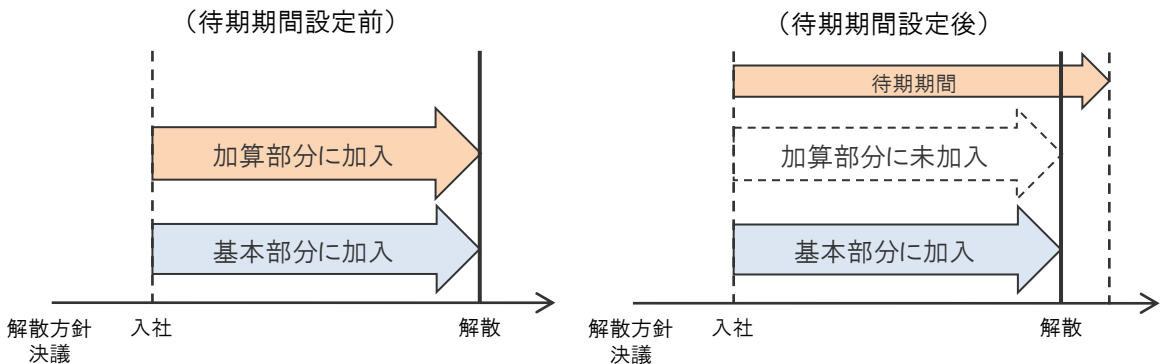
- ✓ 厚生年金基金が解散方針議決を行ったことを事由として、加算適用加入員となるまでの待期期間※を設けることが可能となります。

※待期期間の要件

期間による場合は5年を超えないこと、年齢による場合は25歳を超えないこと、年齢と期間による場合は年齢と期間を合算した数字が28を超えないこと

- ✓ 従って、解散方針議決後の新規加入員は、待期期間 \geq (規約変更日～解散予定日)となるような待期期間を設けることで、加算適用加入員としないことが可能となります。但し、基本部分に待期期間を設けることはできません。

<イメージ>



- ✓ なお、待期期間の設定時に加算適用加入員である者について、遡及適用して加算適用加入員としないことはできません。

待期期間設定にあたっての留意事項

- ✓ 加算適用加入員の規定に待期期間を設けるため、規約変更が必要
- ✓ 給付設計の変更であるため、数理計算が必要※
- ✓ 既に解散方針議決を行い、解散計画を提出済の場合、数理計算結果に基づく解散計画の変更※が必要

※解散計画を提出している場合、年金数理人が適当と認めれば、数理計算結果に基づく標準掛金を適用しないことも可能

※解散計画を提出している場合、標準掛金が増加した場合には、全体の掛金額が低下しない範囲内で特別掛金を引下げることも可能